

特別支援保育事業審査基準（旧）

審査事項		特別保育事業審査基準	配点区分	個別審査基準	項目
1	地域性	① 地域において、特別保育の需要が多く対象児童の増加が見られること。	A：15 B：10 C：5 D：3 E：0	A 右の①に該当し、かつ予定定員が9人以上である。 B 右の①または②に該当し、かつ予定定員6人以上である。 C 右の①または②または③に該当し、かつ予定定員が3人以上である。 D 右の④に該当し、かつ予定定員が3人以上である。 E 右の⑤に該当する、または予定定員が3人未満である。	① 保育所入所定員が121人以上 ② 保育所入所定員が91人以上120人以下 ③ 保育所入所定員が61人以上90人以下 ④ 保育所入所定員が31人以上60人以下 ⑤ 保育所入所定員が30人以下
		② 地域において、必要な需要があるにもかかわらず、特別保育を実施している保育所数が不足していること。	A：15 B：10 C：5 D：3 E：0	A 右の①に該当する。 B 右の②に該当する。 C 右の③に該当する。 D 右の④に該当する。 E 右の⑤に該当する。 <small>同地区から複数の申請があった場合には、以下のとおりとする。 ・同地区申請保育所の1地域性①、3保育内容、4法人評価の評価点の合計を比較し、評価点が一番高かった保育所に、上のA～Eのとおり配点し、以下は順に、該当する配点から5点ずつ減点したものを配点する。ただし、0点以下になる場合は、0点とする。</small>	優先地区順位（特別支援保育事業地区別優先順位表による） ①1位(1%未満) ②2位(1%以上1.5%未満) ③3位(1.5%以上2%未満) ④4位(2%以上3%未満) ⑤5位(3%以上) ※ 優先順位は、地区毎の保育所及び認定こども園の入所定員に対する特別支援保育事業定員の割合による。
2	施設等整備状況	① 特別保育を実施するための施設整備がなされていること。	A：10 B：5 C：3 D：0	A 右の①に該当する。 B 右の②に該当する。 C 右の③に該当する。 D 上記以外	①施設整備済み ②一部施設整備済み ③未整備だが、今後整備する予定がある ④整備する予定なし
		② 特別保育を実施するのに必要な研修など、人的保育体制の向上が図られていること。	A：10 B：5 C：3 D：0	A 右の①に該当する。 B 右の②に該当する。 C 右の③に該当する。 D 右の④に該当する。	①すでに研修を受けている。 ②現在受けていないが、事業開始前までに受講する予定である。 ③現在受けておらず、事業開始後に受講する予定である。 ④現在受けておらず、受講予定もない。
3	保育内容	特別保育事業を実施するにあたり、適切な保育内容に配慮し、積極的な取組がなされていること。	A：10 B：5 C：3 D：0	A 右の①に該当する。 B 右の②に該当する。 C 右の③に該当する。 D 右の④に該当する。	①適切な保育内容に配慮されており、積極的な取組がある。 ②適切な保育内容に配慮されている。 ③適切な保育内容に配慮されているが、やや積極性に欠ける。 ④児童、保護者への対応に不適切な部分がある。
4	法人評価	[既設法人] 過去3年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。	A：10 B：5 C：3 D：0	A 右の①に該当する。 B 右の②に該当する。 C 右の③に該当する。 D 右の④に該当する。	[既設法人] ① 運営する保育所に関する文書・口頭指導事項がない。 ② 運営する保育所に関する口頭指導事項はあるが、改善されている。 ③ 運営する保育所に関する文書・口頭指導事項はあるが、改善されている。 ④ 運営する保育所に関する指導事項について、改善の目処がたっていない。